

経済財政運営と改革の基本方針 2019

～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～

(令和元年 6 月 21 日閣議決定) (抄)

第 1 章 現下の日本経済

3. 東日本大震災等からの復興

(1) 東日本大震災からの復興・再生

東北の復興なくして、日本の再生なし。東日本大震災からの復興・再生は、内閣の最重要課題である。

震災から 8 年以上が経過し、これまでの取組の結果、地震・津波被災地域では、住まいの再建がおおむね完了し、原発事故によって大きな被害を受けた福島県の被災地域では、今年 4 月に大熊町の一部地域において避難指示が解除され、帰還困難区域でも 6 町村¹の特定復興再生拠点区域²整備が進むなど、本格的な復興・再生に向けた動きが着実に進んでいる。引き続き復興の加速化に取り組む。

復興・創生期間後の適切な対応を図るため、年内にその基本方針を定めるとともに、復興庁の後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置くこととする。

ラグビーワールドカップ 2019 や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、世界中から寄せられた支援に対する感謝を伝え、復興しつつある被災地の姿や魅力を国内外に積極的に発信する。

① 切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生

復興期間の総仕上げに向け、復興の進展に応じて生じる課題に的確に対応していく。被災者の心身のケアやコミュニティ形成支援などの「心の復興」に重点的に取り組むなど、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行う。岩手県及び宮城県において、復興・創生期間中に仮設生活の解消を目指す。交通・物流網の整備を着実に進め、水産加工業の販路開拓、企業の新規立地等への支援を通じて産業・生業の再生を進める。観光については、東北 6 県の外国人宿泊者数を 2020 年に 150 万人泊とすることを目指した取組を進めるとともに、福島県における国内プロモーションや教育旅行再生事業等を実施する。

復興期間 10 年間の復興事業費を合計で 32 兆円程度と見込んで³いるが、引き続き、各年

¹ 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村。

² 帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す区域。

³ 「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)。

度の事業規模の適切な管理、効率的かつ適正な執行を通じ、この復興事業費により確実に復興を進める。

② 原子力災害からの福島復興・再生

原子力災害被災地域の復興・再生に向けて、福島復興再生特別措置法等⁴に基づき、着実に取組を進める。

その大前提である廃炉・汚染水対策及び中長期的な廃炉に向け、国も前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智^{えいち}を結集し、研究開発や人材育成を着実に進めるとともに、必要な対応に安全かつ着実に取り組む。中間貯蔵施設の整備と施設への継続的な搬入、放射性物質汚染廃棄物の処理、除去土壌等の減容・再生利用に向けて、政府一体となって取り組む。

福島の復興・再生を加速させるため、教育、医療・介護、買い物などの生活環境の整備を一層推進し、住民の帰還や移住の促進を図る。浜通り地域等において、「福島イノベーション・コースト構想」の更なる具体化に関係府省庁が連携して取り組み、地域の自立的・持続的な産業発展を目指す。福島県で製造する再エネ水素を2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に活用する。福島相双復興官民合同チームを通じた被災事業者等の事業・なりわい再建等への支援や、農林漁業者の経営再建への支援、農林水産物の生産から流通・販売に至るまでの風評の払拭の総合的な支援など、産業・生業の再生を進める。科学的根拠に基づかない風評被害やいじめなどいわれのない偏見・差別の問題に対して、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、放射線に関する正確な情報等を国内外に効果的に発信する。また、福島県以外においても、原子力災害に起因する課題に適切に対応する。

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てについて避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、まずは特定復興再生拠点区域について、各町村の認定計画に定められた避難指示解除の目標時期を目指して、除染やインフラ整備等を進める。

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であることから、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組む。

⁴ 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）及び「福島復興再生基本方針」（平成29年6月30日閣議決定）。